

平成26年第4回江差町議会定例会資料

- 資料1：(仮称)江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要【議案第1号関係】 …P 1
- 資料2：(仮称)江差町放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要【議案第2号関係】 …P 6
- 資料3：(仮称)江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要【議案第3号関係】 …P 9
- 資料4：江差町国民健康保険条例新旧対照表【議案第4号関係】 …P 16
- 資料5：江差町立学校設置条例新旧対照表【議案第5号関係】 …P 17
- 資料6：高齢者等の冬の生活支援事業概要【議案第6号関係】 …P 18
- 資料7：江差町商店街活性化事業【議案第6号関係】 …P 20
- 資料8：檜山地域人材開発センター 浄化槽ブローア取替工事修繕箇所図【議案第6号関係】 …P 21
- 資料9：第15回地域伝統芸能まつり概要【議案第6号関係】 …P 22
- 資料10：低区PC配水池除湿機更新設置場所図【議案第9号関係】 …P 23
- 資料11：旧本管漏水発生箇所図【議案第9号関係】 …P 24
- 資料12：電子情報処理組織による戸籍事務の概要【議案第11号関係】 …P 25
- 資料13：渡島・檜山地方税滞納整理機構規約新旧対照表【議案第12号関係】 …P 26
- 資料14：人権擁護委員に関する資料【諮問第1号関係】 …P 28
- 資料15：全国町村長大会決議 …P 29
- 資料16：地方創生の推進に関する特別決議(全国町村長大会) …P 31
- 資料17：平成26年度国・道への要望等状況一覧(9月～11月) …P 34
- 資料18：江差町文化会館塔屋外壁補修工事概要【承認第1号】 …P 35

(仮称) 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要

1 条例制定の背景

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新制度では、国の基準（厚生労働省令）を踏まえて、市町村が家庭的保育事業等（地域型保育事業）設備及び運営について、条例で基準を定めることとされたことに伴い制定するもので、新制度の施行が平成27年度になることから、平成26年度中に周知も含め条例制定をする必要があります。

2 条例制定にあたって

(1) 条例の趣旨及び目的

「(仮称) 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、江差町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、特定教育・保育及び特定地域型保育事業者は当該基準を遵守する必要があります。

(2) 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

条例制定にあたっては、国の基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」に従い定めることになり、同基準では「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されます。

- 従うべき基準・・・市町村が条例を定めるうえで必ず適合しなければならない基準で、これを下回ることはできないが、地域の実情に応じ、これを上回る基準を定めることができるもの。
- 参酌すべき基準・・・市町村が条例を定めるうえで参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じてこれと異なる内容を定めることができるもの。

3 子ども・子育て支援新制度について

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、子どものための教育・保育に係る給付が創設され、当該給付の支給の対象となる施設・事業が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となり、対象となる施設・事業及び給付は次のとおりとなります。

区 分	特 定 教 育 ・ 保 育 施 設	特 定 地 域 型 保 育 事 業
施 設 ・ 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ※ ・ 保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模型保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業
給 付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設型給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域型保育給付

※ 私立幼稚園は、新制度施行後も施設型給付の支給を受けず、現行どおり私学助成等により運営することも選択できます。

2

(2) 施設型給付等の支給対象となる子どもの認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、子の区分に従い施設型給付等が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対して支給されます。

認 定 区 分	対 象 年 齢	認 定 要 件	対 象 施 設 ・ 事 業
1 号 認 定	3歳～小学校就学前	2号認定以外の子ども	認定こども園、幼稚園
2 号 認 定	3歳～小学校就学前	保護者の労働又は疾病等により家庭において保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、保育所
3 号 認 定	0歳～2歳		認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模型保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

4 条例制定に係る江差町の基本的な考え方

本条例は、国の基準どおりとなっています。

【特定教育・保育施設の運営に関する基準】

条 項 等	国 基 準 (内閣府令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方
利用定員 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、保育所の利用定員 (20人以上) ※幼稚園は特に定めなし <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園：1・2・3号認定こどもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳、1～2歳に区分する。 ○幼稚園：1号認定こどもの利用定員を定める。 ○保育所：2・3号認定こどもの区分ごとの利用定員を定める。3号は更に0歳、1～2歳に区分する。 	従	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。
利用開始に伴う基準 (第5、6、8、9条)	<ul style="list-style-type: none"> ○内容、手続きの説明、同意 ○応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止) ○定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考 ○支給認定証の確認、支給認定申請の援助 	従/参	国基準どおり	同上
教育・保育の提供に伴う基準 (第10、13、15、19、25、35、36条)	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子どもの心身の状況の把握 ○子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む) ○利用者負担の徴収 (実費徴収、上乗せ徴収含む) ○利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止) ○特別利用保育・特別利用教育の提供 	従/参	国基準どおり	同上

条 項 等	国 基 準 (内閣府令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方
管理・運営等に関する基準 (第16、20、21、22、23、27、30、32、33、34条)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示 ○秘密保持、個人情報保護 ○事故防止及び事故発生時の対応 ○評価 (自己評価、外部評価) ○苦情処理 ○会計処理 (会計処理基準、区分経理、使途制限等) ○記録の整備 	従/参	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。

4

【特定地域型保育事業の運営に関する基準案】

条 項 等	国 基 準 (厚生労働省令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方
利用定員 (第37条)	<ul style="list-style-type: none"> ○特定地域型保育事業の利用定員 <ul style="list-style-type: none"> ①家庭的保育事業：1～5人 ②小規模保育事業A型、B型：6～19人 ③小規模保育事業C型：6～10人 ④居宅訪問型保育事業：1人 ○上記定員は、0歳と1～2歳に区分して利用定員を定める。 	従	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。

条 項 等	国 基 準 (厚生労働省令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方
利用開始に伴う基準 (第8、9、19、38、39、40条)	<ul style="list-style-type: none"> ○内容、手続きの説明、同意 ○応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止) ○利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止) ○定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考 ○受給資格等の確認、支給認定申請の援助 ○あっせん、調整、要請への協力 	従/参	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。
教育・保育の提供に伴う基準 (第11、19、42、43、44、45条)	<ul style="list-style-type: none"> ○連携施設の確保 ○利用者負担額の徴収 (実費徴収、上乘せ徴収含む) ○保育所保育指針等に則った保育の提供 ○評価 (自己評価、外部評価) ○利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止) 	従/参	国基準どおり	同上
管理・運営等に関する基準 (第23、27、30、32、33、46、47、48、51、52条)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示 ○秘密保持、個人情報保護 ○事故防止及び事故発生時の対応 ○苦情処理 ○会計処理 (会計処理基準、区分経理、用途制限等) ○勤務体制の確保 ○利用定員の遵守 ○特別利用地域型保育・特定利用地域型保育の提供 	従/参	国基準どおり	同上

(仮称) 江差町放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

1 条例制定の背景

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新制度では、国の基準（厚生労働省令）を踏まえて、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされたことに伴い制定するもので、新制度の施行が平成27年度になることから、平成26年度中に周知も含め条例制定をする必要があります。

2 条例制定にあたって

(1) 条例の趣旨及び目的

「(仮称) 江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、改正児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、条例で定めるもので、同基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならず、利用者が明るく衛生的な環境において素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものであります。また、放課後児童健全育成事業を行う者は事前の届け出が必要となり、当該基準を遵守する必要があります。

(2) 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

条例制定にあたっては、国の基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」に従い定めることになり、同基準では「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されます。

- 従うべき基準・・・市町村が条例を定めるうえで必ず適合しなければならない基準で、これを下回ることはできないが、地域の実情に応じ、これを上回る基準を定めることができるもの。
- 参酌すべき基準・・・市町村が条例を定めるうえで参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じてこれと異なる内容を定めることができるもの。

3 条例基準に関する江差町の基本的な考え方

本条例は、設備及び運営に関する基準は国の基準どおりとなっています。

条 項 等	国 基 準 (厚生労働省令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方
職員(第10条、附則2条)	<p>○児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項の各号のいずれかに該当する者)であって、都道府県の研修を受講した者。</p> <p>○現に従事している無資格者に経過措置を設ける。</p>	従	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。
職員数(第10条)	<p>○1クラスにつき職員を2人以上配置し、内1人以上は有資格者とする。</p> <p>○小規模クラブ(20人未満)の員数については、2人以上を原則とするが、併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。</p>	従	国基準どおり	同上
児童の集団の規模(第10条)	<p>○一つの集団(クラス)の規模は、概ね40人までとする。</p> <p>○概ね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団(クラス)に分けて対応するように努める。</p> <p>○児童数は、毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数とする。</p>	参	国基準どおり	同上
施設・設備(第9条)	<p>○専用区画(遊び及び生活の場、静養するための機能を備えた区画)を設ける。</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人当たり概ね1.65㎡以上とする。</p>	参	国基準どおり	同上

条 項 等	国 基 準 (厚生労働省令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方
開所日数 (第 18 条)	○年間 250 日以上を原則とするが、保護者の就労日数や学校の授業の休業日、その他の状況を考慮してクラブごとに定める。	参	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。
開所時間 (第 18 条)	○平日 3 時間以上、休日 8 時間以上を原則とするが、保護者の労働時間や小学校の授業の終了時間、その他の状況を考慮してクラブごとに定める。	参	国基準どおり	同上
その他の基準 (第 6、12、16、20、21 条)	<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策 ○虐待等の禁止 ○秘密保持に関する事 ○保護者、小学校との連携 ○事故発生時の対応 	参	国基準どおり	同上

(仮称) 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

1 条例制定の背景

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

新制度では、国の基準（厚生労働省令）を踏まえて、市町村が家庭的保育事業等（地域型保育事業）設備及び運営について、条例で基準を定めることとされたことに伴い制定するもので、新制度の施行が平成27年度になることから、平成26年度中に周知も含め条例制定をする必要があります。

2 条例制定にあたって

(1) 条例の趣旨及び目的

「(仮称) 江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、改正児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、江差町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は、乳幼児が明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることを目指すもので、家庭的保育事業者は当該基準を遵守する必要があります。

(2) 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

条例制定にあたっては、国の基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」に従い定めることになり、同基準では「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分されます。

- 従うべき基準・・・市町村が条例を定めるうえで必ず適合しなければならない基準で、これを下回ることはできないが、地域の実情に応じ、これを上回る基準を定めることができるもの。
- 参酌すべき基準・・・市町村が条例を定めるうえで参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じてこれと異なる内容を定めることができるもの。

3 家庭的保育事業等の区分

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、定員や実施場所により、次の4類型に区分されます。

事業	概要
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 家庭的保育者の居宅など 定員5人以下
小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 職員の配置基準等に応じ、以下の3類型に分類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） 保育担当：保育士 ・ 小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） 保育担当：保育士、保育従事者（保育士1/2以上） ・ 小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下） 保育担当：家庭的保育者
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業
事業所内保育事業	企業等が主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 利用定員に応じ、以下の2類型に分類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上） ・ 小規模型事業所内保育事業（定員19人以上）

4 条例基準に関する江差町の基本的な考え方

本条例は、設備及び運営に関する基準は国の基準どおりとなっています。

【家庭的保育事業】

条 項 等	国 基 準 (厚生労働省令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方	
職員 (第 23 条)	○家庭的保育者 指定研修修了保育士、保育士と同等以上の知識経験者 ○家庭的保育補助者 指定研修修了者	従	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。	
職員数 (第 23 条)	○家庭的保育者 1 人につき、乳幼児 3 人以下 ○家庭的保育補助者を置く場合は、5 人以下	従	国基準どおり	同上	
保育室等 (第 22 条)	○保育を行う専用の部屋 9.9 m ² 以上 ○3 人を超えて保育を行う場合は、乳幼児 1 人につき 3.3 m ² を加えた面積が必要	参	国基準どおり	同上	
屋外遊戯場 (第 22 条)	○同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ○2 歳以上 1 人 3.3 m ² 以上 ※付近の代替地可	参	国基準どおり	同上	
給食方法	(第 15、16、 22、23 条)	○自園調理 ※調理業務の全部委託可 ※連携施設等から搬入する場合は不要	従	国基準どおり	同上
給食設備		○調理設備	従	国基準どおり	同上
給食職員		○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要	従	国基準どおり	同上

【小規模保育事業（A・B・C型）】

条 項 等	国 基 準（厚生労働省令）			従／参	江差町基準案	同左の考え方
	小規模A型	小規模B型	小規模C型			
職員（第29、31、34条）	○保育士	○保育士 ○指定研修修了者 ※保育士の割合 1/2	○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者	従	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。
職員数（第29、31、34条）	○0歳児3人につき1人 ○1～2歳児6人につき1人 ※上記職員数に1人追加配置		○乳幼児3人につき1人（補助者配置5人につき1人）	従	国基準どおり	同上
保育室等（第28、33条）	○乳児室/ほふく室 1人 3.3㎡以上（0～1歳）		○保育室/遊戯室 1人 3.3㎡以上（2歳以上）	参	国基準どおり	同上
	○保育室/遊戯室 1人 1.98㎡以上（2歳以上）					
屋外遊戯場（第28、33条）	○同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ○2歳以上 1人 3.3㎡以上 ※付近の代替地可			参	国基準どおり	同上
給食方法	(第15、16、28、29、31、33、34条)	○自園調理 ※調理業務の全部委託可 ※連携施設等から搬入する場合は不要		従	国基準どおり	同上
給食設備		○調理設備		従	国基準どおり	同上
給食職員		○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要		従	国基準どおり	同上

【居宅訪問型保育事業】

条 項 等	国 基 準 (厚生労働省令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方
保育の内容 (第 37 条)	<p>○障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>○特定教育・保育施設等の確認辞退等により、当該施設に在園できなくなった乳幼児に対する保育</p> <p>○利用調整の結果、希望する特定教育・保育施設等に入園できなかった乳幼児に対する保育</p> <p>○母子家庭等の保護者が、夜間・深夜勤務に従事する間の乳幼児に対する保育</p> <p>○離島等他の家庭的保育事業等の確保が困難である場合の保育</p>	従	国基準どおり	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。</p>
職員 (第 39 条)	○家庭的保育者	従	国基準どおり	同上
職員数 (第 39 条)	○家庭的保育者 1 人につき、乳幼児 1 人	従	国基準どおり	同上
連携施設 (第 40 条)	○障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合は、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。	従	国基準どおり	同上

【事業所内保育事業】

○保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

条 項 等	国 基 準 (厚生労働省令)	従/参	江差町基準案	同左の考え方	
職員 (第44条)	○保育士	従	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。	
職員数 (第44条)	○0歳児3人につき1人 ○1～2歳児6人につき1人	従	国基準どおり	同上	
保育室等 (第43条)	0～1歳	参	国基準どおり	同上	
	2歳以上				
	○乳児室 1人 1.65㎡以上 ○ほふく室 1人 3.3㎡以上				
	○保育室/遊戯室 1人 1.98㎡以上				
屋外遊戯場 (第43条)	○2歳以上 1人 3.3㎡以上 ※付近の代替地可	参	国基準どおり	同上	
給食方法	(第15、16、43、44条)	○自園調理 ※調理業務の全部委託可 ※連携施設等から搬入する場合は不要	従	国基準どおり	同上
給食設備		○調理室 ※保育所型事業内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。	従	国基準どおり	同上
給食職員		○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要	従	国基準どおり	同上

○保育所型事業所内保育事業（利用定員19人以上）

条 項 等		国 基 準（厚生労働省令）	従／参	江差町基準案	同左の考え方
職員（第47条）		○保育従事者 ※保育士の割合は1/2以上	従	国基準どおり	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準を江差町の基準とする。
職員数（第47条）		○0歳児3人につき1人 ○1～2歳児6人につき1人 ※上記により算定した職員数の合計に1人追加配置する。	従	国基準どおり	同上
保育室等（第28条）		0～1歳 ○乳児室/ほふく室 1人 3.3㎡以上	参	国基準どおり	同上
		2歳以上 ○保育室/遊戯室 1人 1.98㎡以上			
屋外遊戯場（第28条）		○2歳以上 1人 3.3㎡以上 ※付近の代替地可	参	国基準どおり	同上
給食方法	（第15、16、 28、47条）	○自園調理 ※調理業務の全部委託可 ※連携施設等から搬入する場合は不要	従	国基準どおり	同上
給食設備		○調理室 ※保育所型事業内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。	従	国基準どおり	同上
給食職員		○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要	従	国基準どおり	同上

江差町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として金404,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として金390,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

江差町立学校設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前												
<p>第1条～第3条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">江差町立江差中学校</td> <td style="text-align: center;">檜山郡江差町字陣屋町506番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">江差町立江差北中学校</td> <td style="text-align: center;">檜山郡江差町字水堀町147番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この条例は、平成27年1月16日から施行する。</p>	名称	位置	江差町立江差中学校	檜山郡江差町字陣屋町506番地	江差町立江差北中学校	檜山郡江差町字水堀町147番地	<p>第1条～第3条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">江差町立江差中学校</td> <td style="text-align: center;">檜山郡江差町字陣屋町無番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">江差町立江差北中学校</td> <td style="text-align: center;">檜山郡江差町字水堀町147番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	江差町立江差中学校	檜山郡江差町字陣屋町無番地	江差町立江差北中学校	檜山郡江差町字水堀町147番地
名称	位置												
江差町立江差中学校	檜山郡江差町字陣屋町506番地												
江差町立江差北中学校	檜山郡江差町字水堀町147番地												
名称	位置												
江差町立江差中学校	檜山郡江差町字陣屋町無番地												
江差町立江差北中学校	檜山郡江差町字水堀町147番地												

高齢者等の冬の生活支援事業概要

1. 目的

灯油及び電気料金の値上げにより、冬期間において家計に負担がかかる生活困窮世帯に対して、採暖に必要な灯油購入費の一部を助成し、もってこれらの世帯の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 対象世帯

平成26年12月1日現在、江差町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている世帯とし、世帯全員が平成26年度の市町村民税が非課税である世帯

ただし、次の各号に該当する世帯に限る。

(1) 高齢者世帯

- ・申請時において満70歳以上のひとり暮らし世帯
- ・申請時において夫婦ともに満70歳以上の者だけで構成する世帯
- ・申請時において満70歳以上の者だけで構成する世帯

(2) 障がい者世帯

- ・身体障害者（1級、2級、3級（内部障害））手帳の交付を受けた方が同居している世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方が同居している世帯
- ・療育手帳（A判定）の交付を受けた方が同居している世帯

(3) ひとり親世帯

- ・母子または父子世帯
（平成8年4月2日以降に生まれた児童を養育している場合に限る）

(4) 準要保護世帯

- ・申請時において就学援助等に伴う準要保護の決定を受けている世帯

(5) 生活保護世帯

- ・申請時において生活保護法による保護を受けている世帯

※対象外となる要件等

(1) 単身世帯において社会福祉施設等に30日以上入所若しくは入院している世帯

(2) 冬期間、町外に30日以上滞在している世帯

3. 対象世帯数（見込）

対象要件	対象世帯（見込）	平成25年度実績
（高 齢 者）	625世帯	406世帯
（障がい者）	31世帯	32世帯
（精 神）	1世帯	
（療 育）	3世帯	30世帯
（母子父子）	52世帯	
（準要保護）	56世帯	200世帯
生活保護	232世帯	
計	1,000世帯	668世帯

※非課税世帯：1,704世帯（見込）施設入所：435世帯、その他269世帯

4. 助成の方法

1世帯当たり福祉灯油購入券90ℓ（18ℓ×5枚）により助成する。

ただし、生活保護世帯については福祉灯油購入券36ℓ（18ℓ×2枚）により助成する。

5. 申請及び受付期間

(1) 所定の申請書及び要件に応じた手帳等の提示。

(2) 受付期間は、平成27年3月16日までとする。

(3) 受付場所は、江差町役場とし代理申請及び郵送による申請も可能とする。

6. 支給について

随時受付による申請書を基に調査を実施し、決定通知による支給とする。

7. 周知及び案内方法

(1) 町広報へのチラシ折込（申請書付）により全世界帯へ配布

(2) 各町内会・自治会へ配布依頼（予定）

8. その他

本事業（高齢者等の冬の生活支援事業）は、平成26年度限りの特別措置として実施

【支給量の設定について】

平成23年度の冬期間（12～3月）における灯油の平均単価92.70円/ℓと平成26年12月1日現在の灯油価格104.76円/ℓを比較し、12.06円/ℓの負担増が見込まれる。（北海道消費者協会「灯油価格調査」生活圏：道南、地域：江差より）

- ① 単価差額12.06円×月使用量165ℓ×冬期間（12～3月）4ヶ月＝7,960円
（灯油価格104.76円/ℓ×72ℓ＝7,543円）灯油購入券 4枚相当
- ② 電気料値上相当分770円/月×冬期間（11～3月：軽減期間）5ヶ月＝3,850円
（灯油価格104.76円/ℓ×36ℓ＝3,771円）灯油購入券 2枚相当

積算 = ① + ②

108ℓ（11,810円相当）

※ただし、近隣町における支給額等も勘案し福祉灯油購入券については10,000円相当分を上限とする。

→

支給量

1世帯につき

90ℓ分の灯油購入券を支給
（9,428円相当）

また、昨年度まで同量の支給を実施していた生活保護法による保護を受けている世帯に対しては、冬季における光熱費等の増加需要に対応する費用（採暖等に係る特別需要）として11月～3月の生活扶助基準に上乗せされている冬季加算が支給されているため、電気料値上げ分に相当する②灯油購入券36ℓ分のみを支給する。

<参考>

※一般家庭における電気料値上げに伴う負担分について

（従量電灯B：契約電流30A、月間使用量260kWhの場合）

値上前(月額) → 値上後(月額) 負担額(月額) ※H27年3月までの軽減期間
7,233円 → 8,003円 770円 × 5ヶ月 = 3,850円

江差町商店街活性化事業（土地及び建物の所有権移転事務）

経済産業省商店街まちづくり事業を活用した江光ビル解体事業の土地及び建物の所有権移転に係る事務費。

株式会社江光の所有用地・建物については、町が裁判所へ清算人選任の申し立てを行い、事務を執り進めることとなるものです。

記

1. 所有権移転費用

(1) 清算人選任申立委託料（申立人：江差町）

① 清算人選任申立弁護士委任料	324,000円
② 印紙郵券代（申立印紙代・清算人登記印紙代・郵券代）	8,000円
③ 裁判所予納金（清算人報酬分）	200,000円
計	<u>532,000円</u>

(2) 建物の所有権移転費用補助

（江差中央商店街協同組合が行う「江光ビル・瀬野田ビル」の所有権移転登記費用）

① 司法書士への登記手数料	200,000円
② 登録免許税	300,000円
計	<u>500,000円</u>

合計	1,032,000円
----	------------

2. 土地・建物の概要

- 江光所有地：新地町3-1ほか3筆 716.24㎡
- 江光ビル：鉄筋コンクリート鉄骨造り 地下1階地上6階建 延床面積3,178㎡
- 瀬野田ビル：鉄筋コンクリート造り 4階建 延床面積344㎡

檜山地域人材開発センター 浄化槽ブローア取替工事修繕箇所

◎浄化槽ブローア取替工事

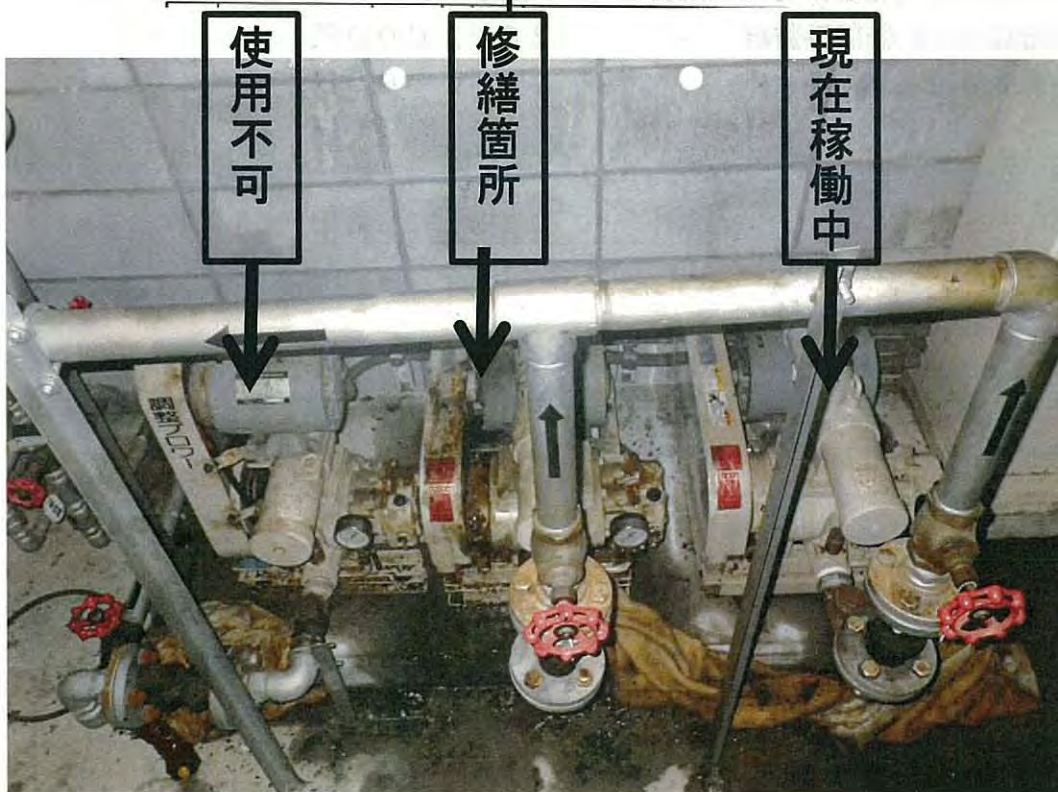
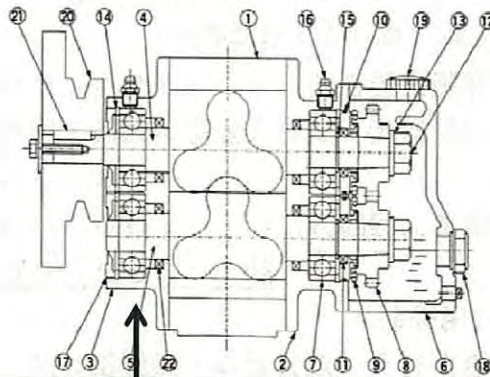
檜山地域人材開発センターは3基の浄化槽ブローアを設置されている。当該施設は使用量から判断して、2基で浄化処理が可能であることが業者によって確認されているため、現在は2基のブローアで浄化処理を行っている。

このたび2基のうち1基にオイル漏れが確認されたため、使用を停止し、1基のみで稼働しているが、1基のみの稼働は機器への負担が大きいことから、早急に修繕するものである。

8. 構造

(1) 組立断面図

本図はBSR-A型の代表を示すものであり、機種により多少異なるものもあります。



「第15回地域伝統芸能まつり」江差餅つき囃子出演支援 概要

1. 地域伝統芸能まつり概要

全国を代表する地域伝統芸能を一堂に集め、3,500人の観客へ実演を披露するとともに全国へテレビ放映することで、地域伝統芸能等についての国民の再認識を促すとともに、保存活用の促進と地域の活性化に関する機運を盛り上げることを目的としたもの。

平成12年度から開催し今回が15回目となる。

2. 江差餅つき囃子出演経緯

まつりは毎年テーマを設けており、今回は「咲（わら）う」。

年度初めに主催者より江差町教育委員会へ出演団体の推薦依頼があり、見る人を笑顔にし元気を与える「江差餅つき囃子」がテーマに合致すると考え推薦した結果、11月6日に正式に出演依頼を受けたところである。

3. 推薦の背景

- 1) 地道に地域の郷土芸能の保存伝承に取り組んでいる団体の活躍の場を設けること
- 2) 広く全国へ紹介する機会であること

4. 開催日 平成27年2月21日（土）～22日（日）
出演は21日午後

5. 会 場 NHKホール（東京都渋谷区）

6. 主 催 地域伝統芸能まつり実行委員会
財団法人 地域創造

7. 後 援 総務省、文化庁、観光庁、NHK

8. 放 送 公演は後日、NHKにて収録放送

9. 支援の背景

町内の郷土民芸団体がイベントへ出演する際は「江差町民芸団体連絡協議会幹旋料金規定」をベースに支払いが行われるが、この規定は「謝礼」と「日当」で構成されている。

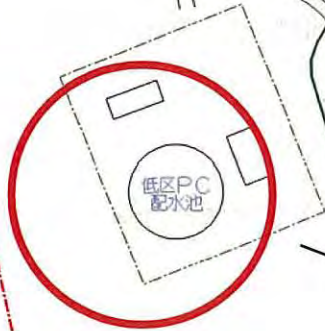
今回は、主催団体から江差函館間を除く行程の旅費実費と前記規定同額程度の「出演料」を受け取ることになっているが「日当」分に対応する支払いがない。郷土芸能を保存・伝承するうえで必要と考えて町が推薦した経緯から、出演者17名に係るリハーサル日と本番出演日の2日分の日当相当額を支援する。

字東山

資料10

低区PC配水池除湿機更新設置場所

豊部内川



江差町字東山
低区PC配水池内

会岱

芭山神社

旧本管漏水発生箇所

旧本管
CIP φ 100
発見漏水量
4m³/h

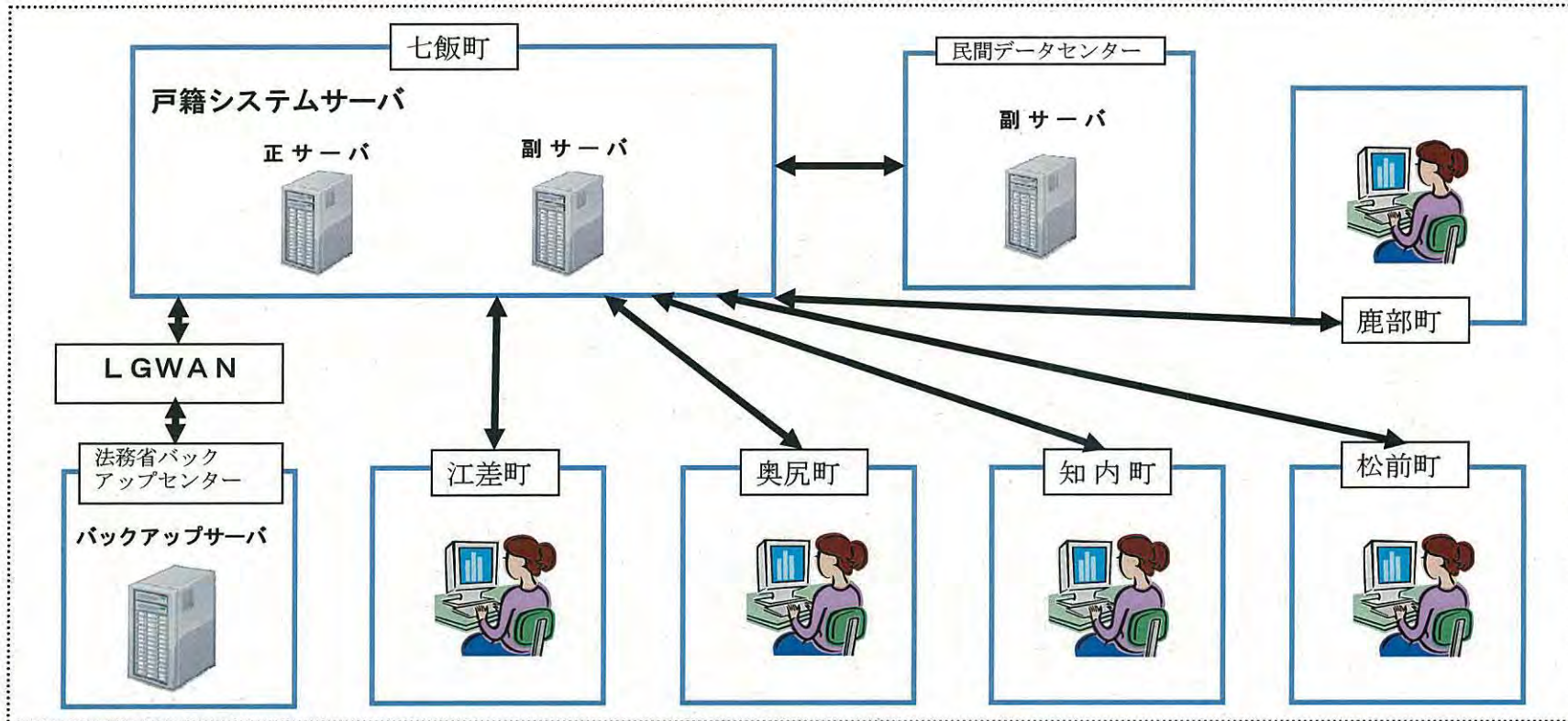
字南浜町

町立 南方丘小学校

電子情報処理組織による戸籍事務の概要

- 4町による電子情報処理組織による戸籍事務の委託規約の議決（平成26年3月定例議会）
- 七飯町、鹿部町の組織参入希望（平成26年11月）
- 4町処理組織協議会で6町による組織運営事務基本合意（平成26年11月）
- 構成6町で委託規約の議会提案（平成26年12月）

変更内容 構成町：4町⇒6町 受託町：知内町⇒七飯町



渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>(機構議員の選挙)</p> <p>第6条 機構議員は、別表第2に定める選挙区内の関係市町の長の中から渡島選挙区においては4人を檜山選挙区においては2人を互選する。</p> <p>2 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 この規約による変更後の渡島・檜山地方税滞納整理機構議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する規約の規定は、この規約の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めて行なわれる選挙から適用し、施行日の前日までに行なわれた選挙については、なお従前の例による。</p>	<p>(機構議員の選挙)</p> <p>第6条 機構議員は、別表第2に定める選挙区内の関係市町の長の中からそれぞれ1人を互選する。</p> <p>2 略</p>

変 更 案

現 行

別表第2（第6条関係）

選挙区	選挙区の関係市町
渡 島	北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
檜 山	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町

別表第2（第6条関係）

選挙区	選挙区の関係市町
第1区	松前町 福島町 知内町
第2区	北斗市 木古内町
第3区	七飯町 鹿部町
第4区	森町 八雲町 長万部町
第5区	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町
第6区	奥尻町 今金町 せたな町

氏 名 なか の たか ひろ
 中 野 孝 弘

生年月日 [REDACTED]

住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]



最終学歴 平成 3 年 3 月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等 平成 3 年 4 月 (株)道拓開発
 平成 5 年 4 月～ 檜山南部森林組合総務係長

公 職 等 平成 7 年～ 北海道森林保全巡視員
 平成 9 年～ 江差町消防団第 5 分団員
 平成 20 年～ 江差町消防団第 5 分団班長
 平成 23 年～ 江差町消防団第 5 分団部長
 平成 24 年 4 月～ 人権擁護委員(1 期)

決 議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、景気回復が未だ波及していないことによる税収の低迷、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにTPP交渉の帰趨によっては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじめ、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一、地方分権改革を強力に推進すること。
- 一、道州制は導入しないこと。
- 一、歳出特別枠及び別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- 一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、車体課税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。
- 一、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興をはかること。
- 一、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一、T P P 交渉にあたっては、国益の堅持と重要 5 品目等聖域の確保に万全を期すこと。
- 一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

平成 26 年 11 月 19 日

全国町村長大会

地方創生の推進に関する特別決議

平成 26 年 11 月 19 日

全国町村長大会

地方創生の推進に関する特別決議

安倍内閣は、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとしている。この「地方創生」の取り組みは、少子高齢化や人口流出など極めて厳しい状況にある町村にとって、新たな展望を拓くものとして共感・期待できる政策展開である。

中でも、人口減少や超高齢化という我が国が直面する課題の克服に向けては、国と地方が緊密に連携し、あらゆる政策を総動員して、効果的な施策を強力に実行していく必要がある。このため、国においては、人口減少、少子高齢化に対する国全体のグランドデザインを描き、構造的な問題に抜本的な対策を講じるとともに、町村が覚悟の上で実施する施策について、財政的・制度的な支援を行うことが不可欠である。

もとより、我々町村長は、自らが知恵を絞り、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実行策を企画・立案し、議会、住民と一体となってこれを実施していく決意である。

よって、「地方創生」の推進に関し、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられるよう強く求めるものである。

一、我々町村は、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効に活用することにより雇用の場を増やし、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流をすすめるまちづくりに全力で取り組む。国は、町村が実施するこれらの施策を財政的にも制度的にも支援すること。

一、特に、町村が自ら設定した具体的な政策目標を達成できるよう、幅広く活用できる包括的な交付金を創設するとともに、地方財政計画において地方施策を拡充する歳出を新たに「地方創生枠」として計上し、地方交付税を充実すること。

一、町村が「人口ビジョン」や「総合戦略」を策定するに当たっては、全国規模での様々な具体的・客観的データが必要であり、所要の情報をわかりやすい形で提供すること。また、これらの施策効果の検証に当たっては、全国一律の基準ではなく、町村には条件不利地域が多いことも十分考慮した適切な指標を工夫すること。

以上決議する。

平成 26 年 11 月 19 日

全国町村長大会

【平成26年度 国・道等への要望等状況一覧】

(平成26年9月1日～平成26年11月30日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
江差町単独	【要望事項】 江差豊川（中歌地区）地滑り地区の早期整備 について	自民党道連幹部	11月11日 檜山町村会
檜山町村会	【要望事項】 高規格道路整備促進ほか管内懸案事項	国土交通省 国会議員ほか	11月18日 全国町村長大会

江差町文化会館塔屋外壁補修工事概要

- 剥離した個所……………塔屋、建物海側面、右下
- 被害面積……………約3.0平方メートル
- 工事の概要
 - ・飛散個所を修復
 - ・全面を、横板で連結し補強



11月13日剥離個所

今回剥離個所

